

秋運輸第526号の2
秋運整第452号の2
令和4年3月31日

秋田県内自動車運送事業者 各位

秋田運輸支局長



「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について

標記について、令和4年3月30日付け東自旅一第968号、東自旅二第2345号、東自貨第465号、東自監第254号及び東自保第134号により東北運輸局長から別紙のとおり、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために、自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定した旨の通達がありました。

つきましては、眼科健診の受診や治療継続の必要性についての理解及び視野障害対策として、本マニュアル及び概要版を活用していただき事故防止に努めていただくようお願いいたします。

(国土交通省HP)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

東自旅一第968号
東自旅二第2345号
東自貨第465号
東自監第254号
東自保第134号
令和4年3月30日

秋田運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について

標記について、令和4年3月29日付け国自安第185号の2により自動車局長から別紙のとおり通達があったので、了知されるとともに関係事業者へ周知されたい。



別紙

国自安第185号の2
令和4年3月29日

東北運輸局長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」について

標記について、関係団体あてに通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対して周知を図られたい。